

大和市告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により市道の路線を次のとおり認定し、同法第18条第1項の規定により次のとおり道路の区域を決定する。

なお、関係図面は、本市都市施設部道路・河川管理課において、令和2年1月14日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

大和市長 大 木 哲

路線名	起 点	終 点	幅 員	延 長	重要な 経過地
公所190号	下鶴間字乙三号 6014番7	下鶴間字乙三号 6014番7	6.00~ 6.01 <sup>m</sup>	93.79 <sup>m</sup>	
公所192号	下鶴間字乙三号 6014番10	下鶴間字乙三号 6014番10	6.00	24.95	
公所194号	下鶴間字乙三号 6014番8	下鶴間字乙三号 6014番8	4.80	19.67	
公所196号	下鶴間字乙三号 6014番3	下鶴間字乙三号 6014番3	6.00	40.98	
公所198号	下鶴間字乙三号 6014番14	下鶴間字乙三号 6014番14	3.00	14.51	
公所209号	下鶴間字乙三号 6014番5	下鶴間字乙三号 6014番5	6.00~ 6.83	255.11	
公所211号	下鶴間字乙三号 6014番11	下鶴間字乙三号 6014番11	6.00~ 6.02	328.25	
公所213号	下鶴間字乙三号 6014番9	下鶴間字乙三号 6014番9	6.00	258.69	
公所215号	下鶴間字乙三号 6014番2	下鶴間字乙三号 6014番1	6.00	181.01	
公所217号	下鶴間字乙三号 6014番2	下鶴間字乙三号 6014番2	6.00~ 6.02	248.61	